

第 35 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会

議事概要

1. 審議開始日

令和 4 年 8 月 16 日

2. 議決日

令和 4 年 8 月 18 日

3. 方法

持ち回り審議による

4. 議題

新型コロナワクチンの臨時接種について

5. 審議結果

12 歳未満の者を新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける努力義務の対象とすることに係る「予防接種法施行令の一部を改正する政令案要綱」について、賛成多数により了承された。

6. 主な意見

(賛成の意見)

- ・ 努力義務は法的義務ではなく、究極的には接種を受ける本人（保護者）の任意の判断に委ねているものではあるが、一般の方々にとっては事実上接種を強く勧められることには変わらない。努力義務であっても／であるからこそ、科学的視点で情報提供を行うとともに、一人一人が主体的に接種を判断できる環境を丁寧に整えることが重要。

- ・ オミクロン株に対するワクチンの有効性と安全性について新たな知見が得られたことから、5～11歳を努力義務の対象とすることは理のあることと考える。一方で、努力義務という用語には、誤解も含めて多様な受け止めがあり、この用語を使い続けることが適切かどうか、改めて考える必要があるのではないか。
- ・ 全世代への感染が拡大している局面で、ワクチン接種は積極的に進めていくべきではあるが、接種を受ける方が納得して接種ができるよう、今まで以上に国民に広く情報提供されることを希望する。
- ・ 国が接種を勧奨し、その一方で努力義務をかけないという選択は接種を受ける側にとってはとてもわかりにくく、今後はできれば両者が一致した検討になればよいと考える。予防接種を本人や家族の理解と同意に基づいて実施することはすべての基本であり、国が接種を勧奨する以上、努力義務は外さないほうがよいと考える。
- ・ 賛成ではあるが、「努力義務」という言葉の本来の意味が理解されるよう、言葉の内容を丁寧に解りやすく説明をした上での改正にしてほしい。努力義務を適用したからといって接種が大幅に増加するとは限らないので、その点は慎重に考えるべき。
- ・ 小児を努力義務の対象とする時期は満たされた。ただ、その対象となる小児の保護者には、ワクチン接種の理解を促すよう、改めて「努力義務」の意味について、当事者の健康上の福利のために勧奨する方法としての規定であることを説明していく必要がある。

（不賛成の意見）

- ・ 「接種勧奨を行うが、努力義務を外す」としていたことで、積極的に接種をしたい方、子どもへのmRNAワクチン接種を慎重に判断したい方、いずれの声にも応えられる形となっており、これまで通りとしておく判断もあると考える。もし、努力義務を課すとするならば、「努力義務」という言葉の意味について国民に丁寧に伝えるとともに、多角的な観点からの情報提供とあわせて、一人ひとりが主体的に接種について判断できる環境を整えることが大切であると考えます。

（その他の意見）

- ・ 義務接種からトーンダウンした経緯はあるものの、努力義務は時代にそぐわず、誤解が生じかねない制度となっている。努力義務の代わりに接種の推奨レベルを設定し、その情報をもとに接種を受ける側に決めていただくほうが分かりやすいと考える。